

～税務のチェックポイント Q&A120

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

未払計上の決算賞与金の取扱いについて

《内容》

関与先のA社は、3月期決算の食品小売業者です。A社は、決算賞与の支給基準条件（例えば、「当年度において粗利益〇〇円以上を達成した場合」などの条件を1月中に取締役会で設定します。）を達成した場合には、従業員に翌事業年度の当初の4月末までに賞与を支給することとしています。

また、同時に、従業員ごとの決算賞与金の額を決定し、従業員に通知します。

そして4月に入って支給基準条件が達成されているか確認し、達成されていれば、従業員ごとの個別成績評価を行って追加賞与金の額（以下「本件追加賞与金額」といいます。）を算定し、決算賞与金額と本件追加賞与金額を合計した金額を賞与として現金で支給します。

なお、確定した決算において、決算賞与金額を未払金に計上します。

このような未払計上の決算賞与金額は、法人税法施行令第72条の3第2号の適用により、通知をした事業年度の損金の額に算入することは認められるのでしょうか。

『答』

ご質問のケースの未払計上の決算賞与金額を今期の事業年度の損金の額に算入することはできません。

(解説)

- 1 法人税法施行令第72条の3の規定は、使用人賞与は原則として、実際にその支払が行われた日の属する事業年度に損金算入を認めることとし、未払賞与については、その内容から実際に支払が行われたものと同じような状態にあるものに限って、例外的に損金算入を認めることとしているものです。このことからすれば、同条第2号イの支給額の通知は、法人において個々の使用人ごとの具体的な賞与の支給額を最終的、確定的に決定した上で同時期に支給を受けるすべての使用人に対してこれを通知していることを意味するものと解され、将来一定の条件を満たした場合に法人が従業員に対し支給する賞与について、その支給予定額を通知したとしても、同条第2号イの要件を充足したものとはいえないと解されます。

2 ご質問のケースの決算賞与金額については、決算賞与金額を支払った日の属する事業年度の前事業年度中の1月において従業員に通知したとしても、法人税法施行令第72条の3第2号イの要件を満たしているとはいえません。

また、本件決算賞与金額は、同条第3号に掲げる賞与の額に該当し、その支払われた日の属する事業年度の損金の額に算入することが相当です。

したがって、本件決算賞与金額を本件事業年度の損金の額に算入することはできません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。